

○外国人向け I C カード取扱規則

制 定 2019. 9. 1

最終改定 2020. 8. 28

第1編 総則

（目的）

第1条 この規則は、相鉄バス株式会社（以下「当社」という。）における、当社が定める外国人向け I C カードによる訪日外国人旅客（以下「旅客」という。）の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 当社において旅客の運送等を行う外国人向け I C カードは、次の各号のとおりとする。

（1）株式会社パスモが発行する「PASMO PASSPORT」

（2）株式会社パスモが相互利用を行う以下の I C カード

東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Welcome Suica」

2 第1項の I C カードによる旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。

3 前項にかかわらず、第1項第2号の I C カードにおいては、障害返金等における S F 残額の返金は行わない。

4 この規則が改定された場合、以後の外国人向け I C カードによる旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

5 当社は、この規則及びこの規則に関連して定められた規定を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイト等に掲載する。

6 この規則が改定された場合、以後の外国人向け I C カードにかかわる取扱いについて、改定された規則の定めるところによる。

7 この規則に定めのない事項については、法令、当社の運送約款、外国人向け I C カード発行事業者が定める I C カード取扱規則（以下「I C 発行事業者規則」という。）及びこの規則に対する特約等の定めるところにより、I C カードによる旅客の運送等について、運送約款と異なる取扱いの場合は、この規則が優先する。

（用語の定義）

第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）「I C 発行事業者」とは、株式会社パスモおよび東日本旅客鉄道株式会社をいう。

- (2) 「IC発売事業者」とは、IC発行事業者が定める外国人向けICカードを発売する事業者をいう。
- (3) 「IC取扱事業者」とは、PASMO PASSPORT取扱規則で定める事業者をいう。
- (4) 「IC鉄道事業者」とは、IC取扱事業者のうち、鉄道事業者をいう。
- (5) 「ICバス事業者」とは、IC取扱事業者のうち、バス事業者をいう。
- (6) 「SF」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する、外国人向けICカードに記録された金銭的価値をいう。
- (7) 「大人用外国人向けICカード」とは、専ら大人の旅客の使用に供する大人運賃を適用する外国人向けICカードをいう。
- (8) 「小児用外国人向けICカード」とは、専ら小児の旅客の使用に供する小児運賃を適用する外国人向けICカードをいう。
- (9) 「企画乗車券」とは、ICバス事業者が運送約款等に定めるIC鉄道事業者および東日本旅客鉄道株式会社が外国人向けICカードに発売するIC企画乗車券をいう。
- (10) 「チャージ」とは、外国人向けICカードに入金することをいう。
- (11) 「レファレンスペーパー」とは、外国人向けICカードの登録情報が確認できる案内票をいう。
- (12) 「バスリーダー・ライター（以下「バスR/W」という。）」とは、ICカードへの情報書込み又はICカードからの情報読取りを行う装置をいう。
- (13) 「IC運賃機」とは、バスR/Wが組み込まれている運賃機をいう。
- (14) 「IC運賃」とは、普通旅客運賃のうち、1枚のICカードで運賃全額を一度に支払う場合に適用する運賃をいう。
- (15) 「現金運賃」とは、普通旅客運賃のうち、運賃の支払いに現金または回数券を含む場合に適用する運賃をいう。

（契約の成立および適用規定）

- 第4条** 外国人向けICカードによる旅客運送の契約は、バスR/Wで乗車処理を受けたときに旅客と当社の間において成立する。
- 2 前項にかかわらず、企画乗車券による運送契約は、その企画乗車券を発売したときに成立する。
- 3 前各項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

（有効期限）

- 第5条** 外国人向けICカードのSFは、IC発行事業者の定める有効期限を超えて使用することはできない。

（使用方法および制限事項）

- 第6条** 外国人向け I C カードを使用して乗車するときに乗車処理が必要な場合はバス R / W で乗車処理を行い、降車するときに降車処理が必要な場合はバス R / W で降車処理を行い、また、乗車処理及び降車処理が必要な場合は乗車時にバス R / W で乗車処理を行い、降車時に同一の I C カードによりバス R / W で降車処理を行わなければならない。
- 2 外国人向け I C カードを使用して乗車するときは、常にレファレンスペーパーを携帯するものとし、係員からの請求があるときは、いつでもその所持するレファレンスペーパーを呈示しなければならない。
- 3 1回の乗車につき、2枚以上の I C カードを同時に使用することはできない。
- 4 運賃支払い時に、S F 残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金又は当社が別に定める方法で運賃を支払う。
- 5 外国人向け I C カードの S F を使用して回数乗車券、定期乗車券および当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。
- 6 10円未満の S F は、I C 運賃を適用する場合を除き旅客運賃等に充当することはできない。
- 7 I C カードの破損、バス R / W の故障又はバス R / W による I C カードの内容の読取りが不能となったとき、I C カードはバス R / W で使用できないことがある。
- 8 前条に定める有効期限を超えた外国人向け I C カードは、チャージすることができない。
- 9 I C 発行事業者規則の定めにより有効期限内であっても、12歳となる年度の3月31日を超えた旅客が、小児用外国人向け I C カードを使用することはできない。
- 10 偽造、変造または不正に作成された外国人向け I C カード、S F または企画乗車券の機能を使用することはできない。

（旅客の同意）

- 第7条** 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとする。

（取扱バス車両）

- 第8条** 外国人向け I C カードの取扱バス車両は、当社の指定するバス車両とする。

（制限または停止）

- 第9条** 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、障害返金等の取り扱い箇所・時間・方法の制限若しくは停止をすることがある。
- 2 前項に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

第2編 外国人向け I Cカード

第1章 発売

(発売)

第10条 外国人向け I Cカードは、 I C発売事業者の定める駅等で発売する。

(チャージ)

第11条 外国人向け I Cカードは、 I C発行事業者規則の定めにより外国人向け I Cカードを処理する機器によりチャージすることができる。

(S F残額の確認)

第12条 外国人向け I Cカードの S F残額は、外国人向け I Cカードを処理する機器により確認することができる。

2 外国人向け I Cカードの S F残額履歴の表示または印字は I C発行事業者規則の定めにより、外国人向け I Cカードの処理を行う機器により行うことができる。ただし、第2条第1項第2号に定める外国人向け I Cカードの S F残額履歴の表示又は印字は、最近の S F残額履歴から20件までとし、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていない S F残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F残額履歴

第2章 運賃

(I C運賃の減額)

第13条 旅客が外国人向け I Cカードの S Fを使用して乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃1名分を減額する。ただし、小児用外国人向け I Cカードにあつては、小児普通旅客運賃1名分を減額する。

2 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができる。

3 第6条第4項による場合は現金運賃を適用し、 I Cカードで減額した金額との差額を現金または当社が別に定める方法により支払う。

第3章 効力

（効力）

第14条 外国人向け I C カードにより乗車する場合の効力は次の各号に定めるとおりとする。

- （1）当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとする。
- （2）乗車後は、当日限り有効とする。
- （3）途中下車の取扱いはしない。

（レファレンスペーパーの再印字）

第15条 レファレンスペーパーの記載事項が不明となったときまたは紛失等したときは、速やかに当該外国人向け I C カードを当社に呈示して、レファレンスペーパーの再印字を請求しなければならない。

（無効となる場合）

第16条 外国人向け I C カードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった外国人向け I C カードの取扱いは I C 発行事業者規則並びに当社の定めによる。

- （1）乗車処理後の外国人向け I C カードを他人から譲り受けて使用した場合
- （2）外国人向け I C カードを使用資格者以外の者が使用した場合
- （3）使用資格を偽って購入した外国人向け I C カードを使用した場合
- （4）当社の運送約款等に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
- （5）その他不正乗車的手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

- （1）偽造、変造または不正に作成された外国人向け I C カード若しくは S F を使用した場合
- （2）旅客の故意または重大な過失により外国人向け I C カードが障害状態となったと認められる場合

（不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受）

第17条 前条の規定に該当した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

第4章 障害返金

（障害返金）

第18条 外国人向け I C カードの障害返金の取扱いは、I C 発行事業者規則の定めるところにより行う。

2 企画乗車券が付加された外国人向けI Cカードの障害返金の取扱いを行う場合は、企画乗車券が付加された外国人向けI Cカードおよびレファレンスペーパーを呈示したときに、障害返金整理票を発行する。ただし、返金する当日において企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

3 企画乗車券が付加された外国人向けI Cカードの障害返金の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず障害返金の取扱いを行わない。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意または重大な過失により企画乗車券が付加された外国人向けI Cカードが障害状態となったと認められ、第16条第2項第2号により無効となった場合（→第16条「無効となる場合」）

(免責事項)

第19条 この規則に定めのない、外国人向けI Cカードを媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第3編 企画乗車券

第1章 発売

(発売)

第20条 企画乗車券は、当社が別に定める事業者の駅等で発売する。

(1) 第2条第1項第1号に定めるI Cカードの大人用I Cカードには大人用企画乗車券、小児用I Cカードには小児用企画乗車券を発売する。

(2) 第2条第1項第2号に定めるI Cカードの大人用I Cカードには大人用企画乗車券、小児用I Cカードには小児用企画乗車券を発売する。

(チャージ)

第21条 企画乗車券が付加された外国人向けI Cカードは、I C発行事業者規則の定めによりI Cカードを処理する機器によりチャージすることができる。

(S F残額の確認)

第22条 企画乗車券が付加された外国人向けI CカードのS F残額は、I Cカードを処理する機器により確認することができる。

2 企画乗車券が付加された外国人向け I C カードの S F 残額履歴の表示又は印字は I C 発行事業者規則の定めにより、I C カードを処理する機器により行うことができる。ただし、第2条第1項第2号に定める I C カードの S F 残額履歴の表示又は印字は、最近の S F 残額履歴から 20 件までとし、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていない S F 残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴

第2章 運賃

(I C 運賃の減額)

第23条 S F をチャージした有効期間内の企画乗車券が付加された外国人向け I C カードを使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車（乗越し）として取り扱い、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を減額する。

2 有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の普通旅客運賃相当額を減額する。

3 第6条第4項による場合は現金運賃を適用し、I C カードで減額した金額との差額を現金または当社が別に定める方法により支払う。

第3章 効力

(効力)

第24条 企画乗車券が付加された外国人向け I C カードは運送約款の定めにより取り扱う。

2 S F をチャージした企画乗車券が付加された外国人向け I C カードを、企画乗車券の区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第14条の規定を準用する。

(レファレンスペーパー)

第25条 外国人向け I C カードに企画乗車券を発売した時に発行されるレファレンスペーパーを携帯しなければならない。

2 レファレンスペーパーに企画乗車券としての効力はない。

3 企画乗車券の障害または機器の故障により企画乗車券が使用できなくなった場合、当社が認めたときに当該企画乗車券とレファレンスペーパーを呈示することにより乗車することができる。

4 レファレンスペーパーの記載事項が不明になったときまたは紛失等したときは速や

かに当該外国人向け I Cカードを当社に呈示して、レファレンスペーパーの再印字を請求しなければならない。

(無効となる場合)

第26条 企画乗車券が付加された外国人向け I Cカードは、次の各号のいずれかに該当する場合、無効とする。この場合、無効となった企画乗車券の取扱いは、I C発行事業者規則並びに当社の定めによる。

- (1) 使用開始後の企画乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 取扱区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに降車した場合
- (3) 企画乗車券の情報が記載されたレファレンスペーパーを携帯せずに乗車した場合、また携帯するレファレンスペーパーの記載事項が不明な場合
- (4) 使用資格を偽って購入した外国人向け I Cカードを使用した場合
- (5) レファレンスペーパーの印字内容をぬり消し、又は改変して使用した場合
- (6) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

- (1) 偽造、変造又は不正に作成された企画乗車券が付加された外国人向け I Cカード若しくはその S F を使用した場合
- (2) 旅客の故意又は重大な過失により企画乗車券が付加された外国人向け I Cカードが障害状態となったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

第27条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

第4章 障害返金

(障害返金)

第28条 企画乗車券が付加された外国人向け I Cカードについて第18条第2項の取扱い後、企画乗車券の有効期間が終了していない場合は、当該企画乗車券の発売事業者の駅等にて、発行事業者規則の定めるところにより行う。

(免責事項)

第29条 紛失した企画乗車券を付加した外国人向け I Cカードの障害や S F の使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。

2 この規則に定めのない、企画乗車券を媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

附則

- 1 この規則は、2019年 9月 1日より制定実施する。
- 2 この規則は、2020年 3月18日から改定実施する。
- 3 この規則は、2020年 8月28日から改定実施する。